

誘導灯概要表

項 目				
区 分	避難口誘導灯	A 級		矢印なし・有効距離 60m___個・その他有効距離___m___個 矢印付き・有効距離 40m___個 (備考2)
		B 級	BH 級	矢印なし・有効距離 30m___個・その他有効距離___m___個 矢印付き・有効距離 20m___個
			BL 級	矢印なし・有効距離 30m___個・その他有効距離___m___個 矢印付き・有効距離 20m___個
		C 級		有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個
	通路誘導灯	A 級		有効距離 20m___個・その他有効距離___m___個
		B 級	BH 級	有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個
			BL 級	有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個
		C 級		有効距離 10m___個・その他有効距離___m___個
	階段通路誘導灯		___個 (非常用の照明装置を設置)	
	客席通路誘導灯		___個	
機 能 (方 式)	点滅・誘導音機能		視力又は聴力の弱い者の避難経路となる部分 百貨店等の地階の売場 誘導灯を容易に識別しにくい部分	
	点滅機能のみ			
	誘導音機能のみ			
	その他	消灯方式	無人の防火対象物 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場合 利用形態により特に暗さが必要である場所 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているものの使用に供する場所 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号二に掲げる場所で通常開放されている部分	
制御機器の設置				受信機(移報装置を含む)___個 信号装置___個 光電式自動点滅器___個 連動開閉器___個 扉開閉器と連動する点滅器___個 連動装置___個 照明器具連動点滅器___個 制御専用煙感知器___個 施錠連動点滅器___個
備考				

- 備考 1 項目中の 欄は該当するものを 印で、アンダーライン部分には該当する内容を記入すること。
2 その他有効距離は、省令第 28 条の 3 第 2 項第 2 号による場合の当該有効距離と個数を記入すること。